

# 基地撤去をめざす 県央共闘

NO. 13

2009.8.3

発行：原子力空母の母港化に反対し

基地のない神奈川をめざす県央共闘会議

〒242-0028 大和市桜森 3-5-3 フォント1F

TEL:046-200-5505 FAX:046-261-5615

編集責任者 矢野 亮

## 特集：爆音訴訟—飛行差し止めを求める

昨年の12月、全国から米軍基地に対して訴訟を起こしている団体が集まり、基地訴訟団連絡会議を結成しました。そこでは、各団体の周辺状況・団体の規模・運動の歴史などは様々ながら、一様に抱える課題は共有し、情報交換・連携した行動に取り組むとの意志一致がされています。

損害賠償請求はもちろんのことながら、最大の課題は「飛行差し止め」です。県央共闘会議でも、第4次厚木基地爆音訴訟に勝利する取り組みを総会で確認しています。

今回の通信では、爆音訴訟—飛行差し止めを特集し、7月24日の集会等の報告、厚木をはじめとする各基地の訴訟・運動の進行状況報告、更にこれからの取り組みへの呼びかけを掲載します。

### 第1次集約署名を提出

2009年7月24日、新嘉手納基地爆音訴訟団は、最高裁判所に対し、新嘉手納基地爆音訴訟での差し止め請求と損害賠償請求を認めるよう要請する署名11,745筆を提出しました。

その後、当日に併せて結集した全国の基地訴訟団連絡会議（第四次厚木訴訟団、新嘉手納訴訟団、普天間訴訟団、横田公害準備会、横田差し止め訴訟団、第5次・6次小松訴訟団、岩国訴訟団で構成）は第1回役員会を開催し、各地の取り組み報告と今後の行動について協議しました。

18:30からは、場所を水道橋の全水道会館に移



7.24 集会で挨拶する沖縄平和運動センター山城事務局長

し、「最高裁へ飛行差し止め等を求める東京集会」を開催しました。集会は、全国から205名が参加しています。

### 嘉手納は最高裁へ上告



新嘉手納訴訟団、又吉清喜副団長

新嘉手納基地訴訟は、2000年3月に那覇地裁沖縄

支部に5,544人が提訴しましたが、2005年2月に、W値85未満については損害賠償請求を却下するという高いハードルの不当な判決が出、控訴していました。

2009年2月福岡高裁那覇支部は、75W値までの損害賠償を認めましたが、飛行差し止めについては却下したため、最高裁に上告しています。

夕方からの集会では、新嘉手納爆音訴訟団の又吉副会長、池宮城弁護団長から、嘉手納基地の状況報告、署名取り組みの依頼があり、現地からこの日の行動に参加した10名の原告が紹介されました。

### **横田では審理せず棄却**

飛行差し止め請求については、これまで、幾度か最高裁判所で上告審を争ってきましたが、その都度却下の憂き目を見てきました。

そればかりではなく、横田基地飛行差し止め訴訟では、4月10日に最高裁は審理もしないまま上告を棄却、つまり門前払いをしてしまいました。このような不当な扱いをさせないよう、全国からの署名を集め、要請行動を起こしていく、その一環として7.24東京集会が開催されました。

### **飛行差し止めのこれまで**

飛行差し止めについては、これまで、認められたことがないのは、先に述べたとおりですが、その理由は、「公権力の行使と一体であるとして民事訴訟にはなじまない上に、国は米軍機の運行を規制したり制限できる立場にない—第三者行為論—というもので(厚木基地第1次訴訟、旧横田基地訴訟など)、内容を判断せずに棄却されています。

反対に「法律の明確な根拠なしに周辺住民に騒音被害を受認させる義務を課すことは困難」として公権力を否定し民事訴訟の適法性を認める考え方も、地裁段階では示されています。しかし、この場合でも「身体的被害」を認めず差し止めには至らないとして、結果的には却下となっています。

厚木の第4次爆音訴訟では、裁判所の逃げ場を無く

するため、民事・行政の二つの道筋で飛行差し止めを求めています。つまり、「住民は騒音に対してそれを止めてくれと言っているに過ぎない」という生存権の問題と、「防衛大臣に飛行を差し止める権限が存在することを証明」という方法です。

### **嘉手納訴訟での沖縄県調査**

新嘉手納訴訟では、民事訴訟での住民被害が身体的なところまで及んでいるのだという証明を、県みずから進んで立証しようとした。通称「沖縄県調査」と呼ばれるものがこれです。これほどまでに生存権、環境権が侵されているという証拠として、その資料を提出しました。

24日の集会では、これについて、弁護士から映像を使った詳しい説明がされました。

沖縄県は、1995年から4年間にわたって、18名の臨床医、技術者などを編成し、嘉手納、普天間両基地に隣接して居住している住民について調査を行いました。

聴力の損失については、「小さな音が聞こえにくい」ということがフェンスに隣接して住んでいる住民12名に見られたとのこと。これらの住民には職場騒音・既往症などがなく、他に原因を求めることができなかつたのです。

子どもへの影響については、低出生体重児(出生児2500kg未満)が有為に多いとの結果が出ているとのこと。この低出生体重児の出生率は嘉手納町では8.3%で、他市町村6.2%に比べると2%高い。実数でいうと、嘉手納町での1974年から1993年までの出生数4,425人のうち366名が低出生体重で、うち85名が爆音以外に原因が見あたらないという恐ろしい結果です。(他に喫煙などが原因になる場合があるが、喫煙率に差はなかつた。)

虚血性心疾患(狭心症・心筋梗塞など)は、高血圧がその因子の大きな一つですが、高血圧との関係については、W値の上昇とともに割合が顕著に上がっているとのことでした。

しかし、高裁判決ではこれらの調査結果について、「法的因果関係は認められない」とし取り上げられず、「聴覚障害の発生の危険性に関しては慰謝料の算定において考慮されるにとどまる。」と記されたのみでした。

## そのほかの沖縄での闘い

沖縄県平和運動センターの、山城事務局長は、沖縄の米軍基地の課題として、①現在ある基地の機能強化が進められていること(ホワイトビーチの原潜入港が350回になり、中には最大級の原潜オハイオも帰港。金武町では、インターチェンジのすぐ横で実弾訓練が行われ流弾の危険性がある)②新たに基地が作られようとしていること(辺野古では、環境アセスでジュゴンはずでにいないという結論を出そうとしており、高江では、民家から400メートルのところをヘリが飛ぶ。これを6カ所作ろうとしている。)③民間港の使用。(石垣島に米掃海艇が入港など。)の3点を上げました。訴訟の他に、これらの課題についても自治体ぐるみで闘っているとの報告がありました。

## 現場進行協議を実現—厚木

### 飛ばない艦載機

第4次厚木基地爆音訴訟では第7回まで口頭弁論が進みました。その過程で5月18日、現地での進行協議を行うということで、実質的には現地視察＝現場検証が実現しました。

当日は、空母の出港を控え、午前中まで、艦載機が訓練を繰り返していましたが、午後になるとピタリと音も止み、裁判官がいる間は、P3Cが1機飛んだのみでした。これまでの何回かの現地視察でも、その日だけ飛ばないという例が多く、国が米軍に要請して飛行を止めていることがうかがわれます。ということは、飛行を差し止める権限を国が持っているということの証拠でもあるわけです。

### 行政訴訟の原告主張の概要

国は、米軍に対し、「厚木基地の滑走路等の使用について、米軍が専有する施設区域への出入り目的の使



厚木第4次爆音訴訟第7回公判後の報告集会 (09.6.22)

用のみ認めそれ以外の目的の使用は認めない。」という権限を有しています。

これは「厚木基地内にある修理施設等に行く場合に限り滑走路の使用を認める。」ということで、国の主張するように、時間の限定を定めるだけとか交通整理だけしか権限がないということは言い過ぎです。

しかし、米空母艦載機が訓練を行っているのは事実です。これを厚木基地内にある修理施設に行くためにやっているなどと言えるわけではありません。即ちここには、「米軍機が滑走路を使用するその都度、それを認めるという行政処分」が存在するということになるというわけなのです。(この項は原告団ニュースより要点を抜粋しました。)

### 陳述書を作成

現在、訴訟団では、ブロックごとに居住状況陳述書と被害状況陳述書をまとめています。このうち居住状況陳述書は、すべての原告が提出せねばならず、ブロック長・弁護士が日曜日を返上して取り組んでいます。

これは、訴訟のたびごとに提出するものですが、これだけ何度も爆音の違法性を認めた判決が出ているにもかかわらず、国は何の対策も講じないのに比べて、住民は、苦勞して書類を作成し、被害を立証せねばならないということはどう見てもおかしい。やはり、将来分の損害賠償や飛行の差し止めが必要です。



## 署名に取り組む



全国連絡会の報告をする藤田栄治第4次訴訟原告団長

集会の最後に各地の訴訟団からの報告があり、岩国からは09年3月23日、476名の原告が、爆音の

損害賠償、飛行差止め、そして空中給油機と空母艦載機の移転差止めの3点にわたって、山口地裁岩国支部に提訴したとの報告があり、全体の拍手を受けました。これまで、騒音や危険を軽減するという事で滑走路の沖合移転や、住宅地造成とのことで愛宕山の開発を認めてきましたが、それらがすべて嘘だったことがわかり、市民の怒りが提訴という形になって表れているとのことです。

また、基地訴訟連絡会議の座長である藤田第4次厚木訴訟原告団長から、今回提起された、新嘉手納訴訟の最高裁で差止め請求を勝ち取る20万署名に取り組むこと。全国の基地訴訟の共通した課題について要求項目をまとめ、外務省・防衛省などに提出する行動を9月、10月には展開していくことの2点が、役員会で確認されたとの報告があり、あらためて全体に協力を要請しました。



## 県央共闘会議拡大事務局会議 兼

## ピースフェスティバル2009第2回実行委員会

と き 8月19日(水) 午後7時00分から

ところ 第4次訴訟団事務所

- ぎだい
- ①原子力空母GW1周年抗議配備撤回を求める全国集会について
  - ②東アジア米軍基地環境問題国際シンポジウムについて
  - ③命に国境はない～世界に平和そして日本を考える9.13集会
  - ④その他 ピースフェスティバル企画

## 当 面 の 行 動 予 定

9月13日(日)「命に国境はない～世界に平和そして日本を考える」

講演：高遠菜穂子さん ピースコンサート：きたがわてつさん

開場13:20開演13:30 大和市保健福祉センター

10月31日(土)ピースフェスティバル2009 大和駅東口プロムナード

出店団体募集中!

新嘉手納爆音訴訟飛行差止めを求める要請署名にご協力ください。